

意見書案第6号

子どもの貧困と格差是正を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成21年6月22日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 飯塚正良

〃 竹間幸一

〃 猪股美恵

## 子どもの貧困と格差是正を求める意見書

文部科学省「平成18年度子どもの学習費調査」によれば、子ども1人に学校教育を受けさせるために保護者が支出した年間の経費は、公立中学校で約17万円、公立小学校で約10万円となっている。幼稚園から高校までの15年間の教育費を見ると、すべて公立に通った場合の学習費総額は約571万円。私立では約1,680万円も掛かり、その差は約2.9倍にもなる。

全国では約7人に1人の小・中学生が、経済的理由により就学困難と認められており、就学援助の要保護者及び準要保護者ともに増加傾向にある。このような状況の下、国は、平成17年度に国庫補助を廃止した。憲法で保障された教育の機会均等の立場から、人生のスタートラインにすら立つことができない不平等さを克服することは、政府の責任である。

子育て家庭に占める貧困世帯が日本は14.3%とフランス7.3%の約2倍、スウェーデン3.6%の約4倍となっており、EUなどヨーロッパでは子どもの貧困撲滅の取組が政府を挙げて進められている一方、日本ではこれまで、子どもの貧困と生活格差の問題については手付かずであった。

よって、国におかれては、子ども期の貧困が、子どもが成長した後にも継続して影響を及ぼしていると言われている昨今、子どもの貧困と生活格差を是正するために、日本政府が子どもの幸せのための施策を立案するとともに、現行の就学援助制度等の拡充を進めることを強く求め、次の事項を実現されるよう要望するものである。

- 1 平成17年に廃止された就学援助制度の国庫補助を復活させること（その場合、認定基準を全国一律生活保護基準1.5倍の補助とする。）。
- 2 生活保護制度の教育扶助は全額実費支給とすること。
- 3 「子どもの幸せ（ウェルビーイング）」のための政策の立案及び推進を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣